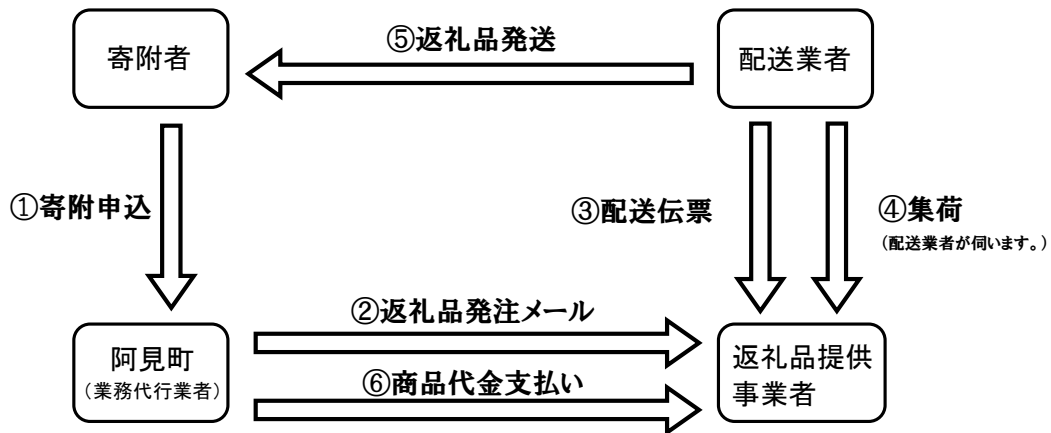


## 「阿見町ふるさと応援寄附返礼品募集要領」概要

### 1 目的

ふるさと納税制度を活用し、町内産業の振興及び地域の活性化に繋げるため、寄附者へ返礼品として進呈する商品やサービスの提供にご協力いただける事業者を募集します。

### 2 事業の流れ



### 3 提供事業者の主な要件

- (1) 各種法令に適合した商品又はサービスの提供を行っている事業者であること。
- (2) 参加申込時点において、納期到来分の町税等に滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者でないこと。
- (4) その他町長が公募の際に定める要件を満たしていること。

### 4 募集する返礼品

次の要件のいずれかに該当すること。ただし、要件に該当しても、返礼品が適当でないと認められた場合は、返礼品として採用されない場合があります。

#### (1) 農水産物等

町内で生産されたもの

#### (2) 加工品・製造品等

町内で加工・製造されたもの。（町外産原料を町内において主要な部分を加工したものと及び町内産原料を町外で加工したものを含む。）

### (3) 宿泊・観光サービス

町内に所在する宿泊・観光施設等のクーポン券等

### (4) その他

当町をPRしていると認められるもの。または、町長が特に認めたもの。

## 5 提供事業者のメリット

(1) 業務代行業者等の運営・管理するHP等に返礼品の画像・品名、事業者名等が掲載されます。

(2) 返礼品発送時に、自社商品パンフレット等を同封していただくことで、自社商品の販売促進、PRが可能です。

## 6 募集期間

随時

## 7 申込手続

政策秘書課の窓口もしくはメールアドレス [seisakuhishoka-ofc@town.ami.lg.jp](mailto:seisakuhishoka-ofc@town.ami.lg.jp) まで「阿見町ふるさと応援寄附返礼品提供申込書（添付書類）」をご提出ください。

## 8 申込からHP掲載までの期間

申込をいただいてから、業務代行業者等が運営・管理するHP等に返礼品の画像・品名、事業者名等が掲載されるまでの期間は、概ね1ヶ月半となります。

## 9 個人情報の保護

提供事業者は、この事業による業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、関係法令及び阿見町個人情報保護条例を遵守してください。

寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用できません。ただし、返礼品へのパンフレット等の同封により、改めて寄附者から提供事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。

## 10 返礼品の送付について

配送業者が返礼品の集荷に伺いますので、返礼品を配送業者にお渡しください。返礼品の送付は配送業者が行います。

## 11 代金の支払いについて

商品発送の概要を月末で締めた後に、業務代行業者から支払明細票が発行されます。支払明細書に同意いただいた後に、業務代行業者から代金の支払いが行われます。

## 1 2 その他

- (1) 提供事業者は、積極的に当町のPRを行うこと。
- (2) この要領概要に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、町長が別に定めることとします。

## 1 3 問合せ先

阿見町 町長公室 政策秘書課

住所 300-0392 阿見町中央 1-1-1

電話 029-888-1111 (内線 736)

メール [seisakuhishoka-ofc@town.ami.lg.jp](mailto:seisakuhishoka-ofc@town.ami.lg.jp)

担当：塚原・館山・糸賀（隆）